（法第百五十三条の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務）

第二百二十四条　法第百五十三条の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第八条各号又は第九条各号に掲げる事務

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）
第四十四条の二の二　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第四十四条の二の二**　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十四条各号に掲げる事務	六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十四条各号に掲げる事務
（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）
第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第四十四条の三**　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第七十一条各号又は第七十三条に掲げる事務	六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十六条第二項第五号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第七号）第五条各号又は第六条各号に掲げる事務

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）
第百二十条　法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第百二十条**　法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四十六条各号に掲げる事務	四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四十六条各号に掲げる事務
（法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）
第百二十一条　法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第百二十一条**　法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～三　（略）	一～三　（略）